

小美玉市告示第205号

地域農業経営基盤強化促進計画の変更案について、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第7項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和8年8月18日

小美玉市長 島田 幸三

1 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成した地域

- (1) 玉川地区
- (2) 田余地区
- (3) 小川地区
- (4) 白河地区
- (5) 橘地区
- (6) 堅倉地区
- (7) 納場地区
- (8) 竹原地区
- (9) 羽鳥地区

2 地域農業経営基盤強化促進計画変更案の縦覧期間並びに縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和8年8月18日から令和8年9月1日

(2) 縦覧場所

小美玉市堅倉 835 番地 小美玉市役所農政課

3 意見書の提出について

(1) 意見書の提出先

小美玉市役所農政課

(2) 提出方法

意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人としてします。個人の場合にあたっては住所、氏名、法人の場合にあたっては、法人名、代表者名、法人の所在地を記載し、意見書(様式任意)を上記提出先に直接持参または郵送等で提出してください。

(3) 提出期限

令和8年9月1日まで